



# 香美町新型コロナウイルス 感染症対策本部からのお知らせ

No. 6

7月22日（水）発行 【7月17日（金）現在の情報です】

## 「次なる波」の防止に向けて警戒を！

町民の皆様、事業者の皆様のこれまでのご理解、ご協力に改めて感謝申し上げます。

首都圏を中心に新規感染者の増加が見られます。兵庫県内でも東京や大阪と往来をした方などの感染が確認されています。全国的な往来が活発化しつつある中で、「次なる波」の防止に備えながら、本町として感染予防対策を強化してまいります。さらに、地域経済の活性化への対応など実情に応じてきめ細やかな対策を行うとともに、将来に向けた新しい生産・加工・販売スタイルへの転換、コロナ禍収束後の新たな飛躍に向けた基盤づくりを進めてまいります。

町民の皆様、事業者の皆様には、自然災害への備えとあわせて、引き続き、新たな生活様式に基づく感染防止の推進に、ご理解、ご協力をお願いいたします。

香美町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 香美町長 浜上勇人

### 新型コロナウイルス感染症の 予防・検査・医療に関する相談窓口

帰国者・接触者相談センター（豊岡健康福祉事務所）

TEL 0796・26・3660

【受付時間：平日 9時～17時30分】

新型コロナ健康相談コールセンター

TEL 078・362・9980

【9時～20時】

町新型コロナウイルス感染症対策本部（役場健康課）

TEL 0796・36・1114

【平日 8時30分～17時15分】

### 相談窓口

その他、新型コロナウイルス  
感染症対策などに関する相談窓口

県新型コロナウイルス感染症対策相談窓口

TEL 078・362・9858

【受付時間：平日 9時～17時】

町新型コロナウイルス感染症対策本部  
（役場防災安全課）

TEL 0796・36・1190

【平日 8時30分～17時15分】

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 緊急支援策（第5弾）

緊急支援策（第5弾）にかかる補正予算額 2億6,324万2千円  
新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援策の累計額 25億7,862万3千円

## 1 感染防止対策の取り組み

- ① 保育所感染症対策支援事業 150万円（国庫補助事業）  
延長保育を実施する私立保育所が、新型コロナウイルス感染症対策として行う資機材などの購入経費について補助金を交付します。
- ② 予防接種事業 100万円（町単独事業）  
インフルエンザが流行しやすい冬季に、新型コロナウイルスとの同時流行をできるだけ避けるため、障害者手帳や特定疾患受給者証を所持している人への接種費用の一部（2,000円）を助成します。
- ③ 感染予防普及啓発事業 123万8千円（町単独事業）  
新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症予防ハンドブック」を全戸配布します。さらに新型コロナウイルス感染症予防講習会や衛生的な手洗いを習得するための講習会を実施し、感染予防のための新しい生活スタイルの普及啓発を行います。
- ④ 避難所感染防止対策事業 2,291万7千円（町単独事業）  
避難所が感染クラスターとならないよう、新型コロナウイルス感染症防止対策として、避難所に指定されている各地区公民館などの16施設に、非接触型体温計、血圧計、マスク、消毒液を購入し、備蓄します。併せて、感染症防止対策に必要なその他の資機材（スポットクーラー、パーテーション、おむつ、液体ミルク、避難所運営町職員用の防護服、フェイスシールド、使い捨て手袋など）を購入し、備蓄します。  
また、各区・自治会が一時避難所に指定されている公民館などでの感染症防止対策に必要な資機材を購入する場合に支援を行います。（上限額は、50世帯未満10万円、50世帯以上100世帯未満20万円、100世帯以上300世帯未満30万円、300世帯以上40万円）
- ⑤ 一時預かり感染症対策支援事業 50万円（国庫補助事業）  
一時預かりを実施する香住幼稚園に新型コロナウイルス感染症対策として資機材（加湿空気清浄機、マスク、消毒液など）を導入します。

## 2 町民生活への支援

- ① 香美町特別給付金給付事業 600万円（町単独事業）  
国の「特別定額給付金」の基準日の翌日以降の令和2年4月28日（火）から令和3年4月1日（木）までに出生した子の父母に対し、一律に子1人当たり10万円の「香美町特別給付金」を支給します。
- ② 高齢者等生活環境改善事業 3,100万円（町単独事業）  
感染症予防で外出を控えることで熱中症になるリスクが高くなる後期高齢者や重度障害者のため、後期高齢者のみの世帯または重度障害の人がおられる世帯にエアコン設置費用の補助を行います。（詳しくは4ページ、「香美町高齢者等生活環境改善事業（エアコン設置）」欄に記載）

### 3 事業者への支援

#### ① 障害者就労継続支援事業所給付金交付事業 72万8千円（町単独事業）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した、障害者就労継続支援B型事業所に対する経済的な支援措置として、令和2年4月1日（水）から令和2年5月31日（日）までに町内居住者の利用があった事業者に対し、利用者1人当たり1万4千円を交付します。

#### ② 畜産振興対策事業 3,755万円（町単独事業）

伝染病感染予防や暑熱対策などの飼養管理改善、労働環境改善のため、消毒噴霧器・散布機、高圧洗浄機、換気扇等の牛舎等付帯設備などの導入に対し支援を行い、子牛生産の基盤づくりを促進します。

また、但馬牛肉の需要増加と併せ、子どもたちに但馬牛を味わってもらい、地元産業に対する理解を深めてもらうため、町内学校給食センターへ町内産但馬牛肉を提供します。

#### ③ 水産業振興事業 1億890万円（町単独事業）

新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みなどにより経営が低迷している漁業者・水産加工業者に対し、生産現場・加工現場において、施設の衛生管理や作業省力化など、将来に向けた新しい生産・加工・販売スタイルへの転換、コロナ禍収束後の新たな飛躍に向けた基盤づくりのための支援を行います。

#### ④ 商店街等お買い物券事業 2,122万8千円（県補助事業）

新型コロナウイルス感染症の収束後における地域商業の活性化を図るため、商工会が取り組む期間限定のプレミアム付商品券の販売を支援し、小売業の活性化を図ります。

町民を対象にプレミアム20%を付加した商品券を販売し、購入限度額は、1世帯当たり3万円（3万6千円の商品券）、使用期限は令和2年11月末（予定）までとします。

#### ⑤ 事業者デジタル活用等整備支援事業 1,800万円（町単独事業）

コロナ禍で影響を受けた地域の中小企業・個人事業主による地域産業力向上のための新たな創意工夫による事業展開を支援するため、国が行う「生産性革命推進事業（①ものづくり・商業・サービス補助、②持続化補助、③IT導入補助）」、県が行う「地域企業デジタル活用支援事業」の随伴補助を行います。（補助率は対象事業費の15%以内、60万円を上限とします。）（詳しくは4ページ、「町内事業者デジタル活用等整備支援事業」欄に記載）

#### ⑥ 誘客対策事業 275万円（町単独事業）

コロナ禍収束後の観光客誘客を図るため、町内の宿泊・飲食店舗情報（個人店舗単位の施設情報、位置情報）を一元的に発信する香美町観光情報アプリを作成します。

#### ⑦ 少雪対策誘客支援事業 450万円（町単独事業）

昨シーズンの雪不足に加え、コロナ禍で次シーズンの入込にも影響をきたすことが予測されるため、地元観光協会が実施する誘客イベントや広報PR、駐車場・リフト券購入割引などへの支援を行い、スキー場への誘客促進を図ります。

#### ⑧ スキー場設備整備事業 150万円（町単独事業）

経営に影響を受けるスキー場に対し、年間を通じ安定したスキー場運営を支援するため、スキーシーズンおよびグリーンシーズンのグレンデ利用を見据えた設備導入の支援をします。

### 4 教育環境の充実

#### ① スクール・サポート・スタッフ追加配備事業 393万1千円（県補助事業）

学校再開後、教員の授業数増などによる負担を軽減するため、教員が児童生徒への指導や教材研究を支援する地域の人材などを配置します。

# 新たな施策を実施！

## 町内事業者デジタル活用等整備支援事業

コロナ禍で影響を受けた中小企業・個人事業主による地域産業力向上のための新たな創意工夫による事業展開を支援します。

### ●対象者

町内に本所、本店を有する事業者で、令和2年4月7日（火）から令和2年12月25日（金）までに、国が行う「生産性革命推進事業（①ものづくり・商業・サービス補助、②持続化補助、③IT導入補助）」、県が行う「地域企業デジタル活用支援事業」に採択されたもの

### ●対象経費

国が行う「生産性革命推進事業」、県が行う「地域企業デジタル活用支援事業」の対象経費。ただし、事業再開枠がある事業については事業再開枠経費を除く

### ●補助金額

対象事業費の15%以内、60万円を上限

### ●申請期間

令和2年7月下旬～令和2年12月28日（月）まで

### ●問い合わせ先

役場観光商工課 TEL 0796・36・3355

## 香美町高齢者等生活環境改善事業（エアコン設置）

新型コロナウイルス感染症予防により、在宅で過ごす時間が多くなった後期高齢者世帯または重度障害の人がおられる世帯におけるエアコン設置に要する費用に対し補助金を交付することにより、生活環境の改善を図ります。

### ●対象者

町内に住所を有する後期高齢者（申請日時点で75歳以上）のみの世帯【1世帯当たり1台】  
重度障害者（身体障害者手帳…1級および2級、療育手帳…A判定、精神障害者保健福祉手帳…1級）の人おられる世帯【対象者1人当たり1台】

### ●補助金額

1台当たり10万円（設置費用が10万円に満たない場合は実費が上限。1,000円未満切捨て）

### ●申請方法

申請書に見積書および設置予定箇所の写真を添えて、役場福祉課または各地域局へご提出ください。申請書の内容を確認した後、交付決定通知書を郵送しますので、必ずこの通知書を受理した後に工事を行ってください。

※申請書は、役場福祉課および各地域局の窓口、町HPから入手できます。

### ●申請期間

令和2年7月22日（水）から令和2年10月30日（金）まで

### ●その他

町内事業者（町内に本店を有する法人および町内個人事業者）が行う販売・設置工事が対象です。施工業者へ代金の支払いをされた後、補助金を交付します。

### ●問い合わせ先

役場福祉課 TEL 0796・36・1964